

**研究開発力強化法で研究開発法人とされている 37 法人の
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」
(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) での位置付け**

(総務省)	情報通信研究機構 ⇒ 研究開発型
(財務省)	酒類総合研究所 ⇒ 中期目標管理型
(文部科学省)	国立科学博物館 ⇒ 中期目標管理型 物質・材料研究機構 ⇒ 研究開発型 防災科学技術研究所 ⇒ 研究開発型 放射線医学総合研究所 ⇒ 研究開発型 科学技術振興機構 ⇒ 研究開発型 日本学術振興会 ⇒ 中期目標管理型 理化学研究所 ⇒ 研究開発型 宇宙航空研究開発機構 ⇒ 研究開発型 海洋研究開発機構 ⇒ 研究開発型 日本原子力研究開発機構 ⇒ 研究開発型
(厚生労働省)	国立健康・栄養研究所 → (統合法人) ⇒ 研究開発型 労働安全衛生総合研究所 → (統合法人) ⇒ 中期目標管理型 医薬基盤研究所 国立がん研究センター ⇒ 研究開発型 国立循環器病研究センター ⇒ 研究開発型 国立精神・神経医療研究センター ⇒ 研究開発型 国立国際医療研究センター ⇒ 研究開発型 国立成育医療研究センター ⇒ 研究開発型 国立長寿医療研究センター ⇒ 研究開発型
(農林水産省)	農業・食品産業技術総合研究機構 → (統合法人) ⇒ 研究開発型 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 國際農林水産業研究センター ⇒ 研究開発型 森林総合研究所 ⇒ 研究開発型 水産総合研究センター → (統合法人) ⇒ 研究開発型
(経済産業省)	産業技術総合研究所 ⇒ 研究開発型 新エネルギー・産業技術総合開発機構 ⇒ 研究開発型 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ⇒ 中期目標管理型
(国土交通省)	土木研究所 ⇒ 研究開発型 建築研究所 ⇒ 研究開発型 交通安全環境研究所 → (統合法人) ⇒ 中期目標管理型 海上技術安全研究所 → (統合法人) ⇒ 研究開発型 港湾空港技術研究所 電子航法研究所
(環境省)	国立環境研究所 ⇒ 研究開発型